

別表第三（第七条関係）

環境要素の区分	大気環境		騒音	振動	水環境				底質	その他	環境	その他の							
	大気質	大気環境			水質	底質	その他	地形及び地質											
	窒素酸化物等	粉じん	騒音	振動	水の汚濁	富栄養化	水の濁り	水温	有害物質	流及流速	重要地形及び地質	動物	植物	生態系	景観	人と自然との活動の場	産業廃棄物	残土	
影響要因の区分	工事用資材等の搬出入																		
	建設機械の稼働																		
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響																		
土地又は工物及び供用	施設稼働																		
	排水																		
廃棄物の発生	温排水																		
	機械等の稼働																		
備考	資材等の搬出入																		

一 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあることを示す。

二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

イ 工事の実施に関する内容

(1) 工事用資材等の搬出入として、建築物、工物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。

(2) 建設機械の稼働として、浚渫工事、港湾工事、建築物、工物等の設置工事（既設工物の撤去又は廃棄を含む）を行う。

(3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。

ロ 土地又は工物の存在及び供用にに関する内容

(1) 地形変化及び施設存在として、地形変化等を実施し建設された原子力発電所を有する。

(2) 排水は、排水処理装置で処理した後公共用水域に排水する。

(3) 温排水は、海水冷却方式を採用した場合であって、取水方式として表層又は深層、放水方式として表層又は水中によるものがある。

(4) 機械等の稼働として、原子力発電所の運転を行う。

(5) 資材等の搬出入として、定期点検時等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤、廃棄物の処理のための搬出がある。

(6) 発電設備から産業廃棄物が発生する。

三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行及び建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。

五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。

七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。

八 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。